

暫定税率等の適用期限の延長等

令和6年11月26日
関税・外国為替等審議会
関 稅 分 科 会
財 務 省 関 稅 局

暫定税率について①

暫定税率について

- 基本税率：中長期的な観点から、内外価格差や真に必要な保護水準を勘案して設定される税率
- 暫定税率：政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正する税率
➡ 令和7年3月31日に適用期限が到来する411品目について延長等を検討する必要。

【暫定税率を設定している品目】

種類	対象品目	品目数
関税割当制度	ナチュラルチーズ（プロセスチーズ原料用）、麦芽、パイナップル缶詰、ホエイ、バター、こんにゃく芋等	157品目
国家貿易制度	米、麦、指定乳製品等	86品目
調整金等を徴収するため、協定税率を下回る水準の税率を設定 (暫定税率 + 調整金等 = 協定税率)	砂糖類（角砂糖、砂糖水、加糖調製品等）、国家貿易品目（米、麦、指定乳製品等）の枠外輸入	99品目
関係国との協議結果を踏まえ、協定税率等を下回る水準の税率を設定	冷凍さば等水産物、牛肉、豚肉、紙巻たばこ	54品目
産業政策上の要請を踏まえ、基本税率等を下回る水準の税率を設定	石油化学製品製造用揮発油、バイオポリエチレン等	15品目
合 計		411品目

延長等の検討

- 暫定税率を延長する必要があるのか、暫定税率を廃止して基本税率に移行する必要があるのか、といった観点から検討する必要。



考慮すべき事項

<暫定税率の延長について>

- 生産者及び消費者等の間の利益調整に及ぼす影響
- 国際交渉との関係
- 調整金等との関係
- 関係国との協議結果に基づく税率の引下げ措置の履行に及ぼす影響
- 産業政策上の必要性や国際市況

<適用期限・基本税率化について>

- その時々の国内産業や国際交渉の状況、政策上の必要性、国際市況を踏まえて、常に見直しを行う必要



改正の方向性

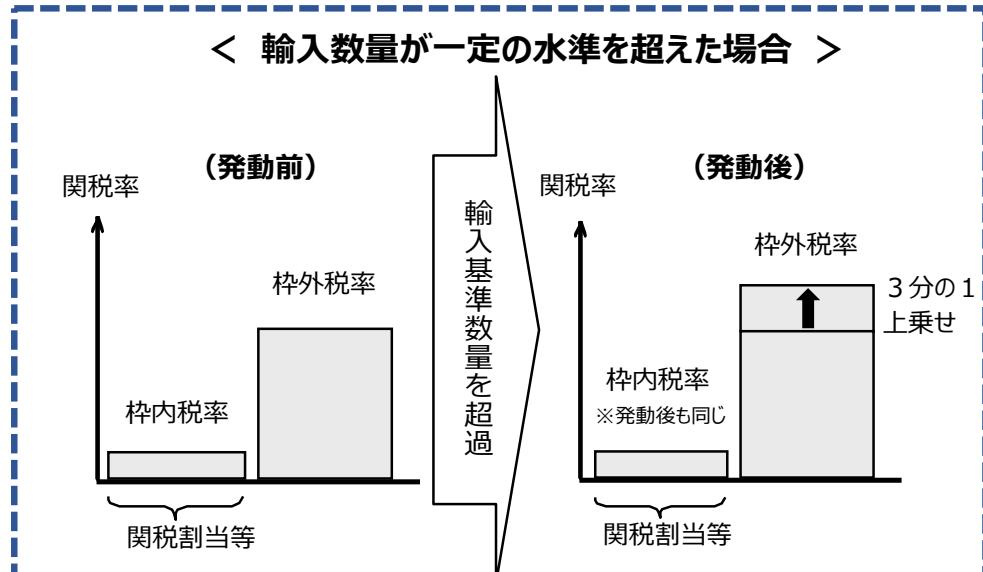
- 411品目について、暫定税率の適用期限を1年延長することとしたい。

特別緊急関税制度について

特別緊急関税制度の概要

- ウルグアイ・ラウンド合意に基づいて関税化された農産品（バター、米、麦等）について、輸入数量が一定水準を超えた場合や輸入価格が一定水準を下回った場合、関税率を引き上げる制度。
- 適用期間は1年間であり、毎年度、期限延長の必要性を検討。
- 令和5年度は、でん粉やヨーグルト等について、計12回発動。
(内訳：数量ベース：2回、価格ベース：10回)

＜ 輸入数量が一定の水準を超えた場合 ＞



考慮すべき事項

- 特別緊急関税制度は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化の代償として、当該農産品の輸入が急増した場合等に備えて設けられた制度であるため、国際交渉の状況等を踏まえ検討する必要。

改正の方向性

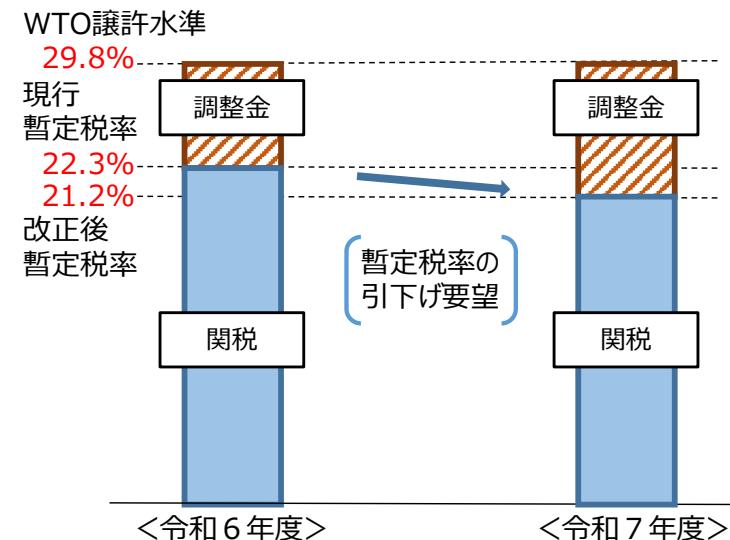
- 特別緊急関税制度について適用期限を1年延長することとしたい。

加糖調製品に係る関税の取扱い

加糖調製品をめぐる状況

- 加糖調製品について、総合的なＴＰＰ等関連政策大綱に基づき、CPTPP発効時に糖価調整制度における調整金の対象に追加。
- CPTPP発効に伴い、加糖調製品に係る調整金により、実質的に国産の砂糖の価格は低減したが、両者の間には依然として価格差が存在している状況。
- 加糖調製品に係る調整金収入の拡大を可能にし、加糖調製品と国産の砂糖との価格差を更に縮小するため、令和7年度のCPTPP税率の設定状況等を踏まえた、暫定税率の引下げを求める改正要望が提出されたところ。

【例：ミルクの調製品（1901.90-219）】



考慮すべき事項

- 糖価調整制度の目的は、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定等を通じて、国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与すること。
- 加糖調製品に係る調整金を拡大する必要性の有無について検討（加糖調製品と国産の砂糖の価格差・需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果等）。

改正の方向性

- 加糖調製品のうち5品目について、令和7年度のCPTPP税率の設定状況等を踏まえ、国内産糖への支援の原資となる調整金の拡大が可能となるよう、暫定税率を引き下げることしたい。

※ 令和8年度以降の暫定税率の設定においては、農林水産省に対して、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果について、消費者の視点も踏まえつつ、検証及び報告を求めるとともに、食料の安定的な供給等における砂糖及び加糖調製品の位置づけを踏まえた関連制度の今後の在り方及びその在り方の実現に向けた具体的取組の進捗等についても明らかにすることを求める。

給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置の見直し

令和7年度改正要望

- 幼稚園、小学校、中学校や、児童福祉法上の児童福祉施設等において提供される給食用脱脂粉乳は一定の数量の範囲内で関税が無税となっている。
- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、児童福祉法上に**乳児等通園支援事業**が新設（令和7年4月1日施行）されるに当たり、当該事業を行う施設において提供される脱脂粉乳に係る関税の無税化を求める要望がこども家庭庁より提出されている。

※乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）：保育所等において、満3歳未満の乳幼児に対して適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

【給食用脱脂粉乳及びその使用例】



（出典）こども家庭庁からの提供

考慮すべき事項

- 給食用脱脂粉乳に対する関税の軽減措置は、発育途上にある児童や生徒の心身の健全な発育等を図ることを目的としており、乳児等通園支援事業をその対象とすることは制度の趣旨に沿ったものである。
- 関税の軽減措置は、事業開始にあたって事前認可を必要とする等、行政による関与を受け、一定の水準が確保されている施設に限り、原則施設単位で対象としているところ。乳児等通園支援事業の実施にあたっても、既に軽減措置の対象となっている施設と同程度の水準を確保した上で認可が必要になる等、行政による関与を受けることとなる。

改正の方向性

- 発育途上にある児童や生徒の心身の健全な発育等を図るとの現行制度の目的を踏まえ、乳児等通園支援事業を行う施設において児童に提供される脱脂粉乳について、関税軽減措置（暫定無税）の対象に加えることとしたい。